

JIS X8341 (“やさしい”)シリーズ

高齢者・障害者等設計指針
情報通信における機器,ソフトウェア及びサービス
規格の概要

2007年1月

情報技術標準化研究センター
情報アクセシビリティ国際標準化委員会
普及・適合性評価技術部会 (WG3)

Japanese Standards Association / INSTAC

情報アクセシビリティ規格化の経緯

● 米国：法律で規制 リハ法508条 2001年6月発効

● 日本：

◆ 通商産業省(現経済産業省)

「情報処理機器アクセシビリティ指針」 1990年

◆ 郵政省(現総務省)

「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」 1998年

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法) 2000年

● 「デジタルデバイドの解消」が課題

INSTACに情報バリアフリー委員会設置 2001年

2004年5月 第1部(X8341-1) 共通指針制定

情報アクセシビリティ規格制定の背景と目的

● 背景

- ✦ すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現 (IT基本法)
 - 情報社会の発展とともに、すべての人はますます情報通信機器、ソフトウェア及びインターネットに代表されるような情報通信技術によって実現されたサービスを利用するようになる。

● 目的

- ✦ 情報通信技術の利用の機会及び活用能力の格差の是正
 - 高齢者、障害者及び一時的な障害のある人が、情報通信における機器・ソフトウェア・サービスを利用する際のアクセシビリティを向上させる。

規格化のメリット

● 提供者

- ◆ **高齢社会の到来に伴う市場構造の変化に対応**
加齢による心身の機能低下、障害を持つ高齢者市場に対応した商品作り
- ◆ **より多くのユーザーに利用してもらえる**
高齢者・障害者を含む多様な人を対象とした商品開発が可能
- ◆ **設計目標や仕様策定時に、ガイドラインとして役立つ**
情報アクセシビリティ機能の実現方法が容易に理解可能
- ◆ **開発コストの低減**
情報アクセシビリティを、専用機でなく、標準機や各種オプションで対応

● 利用者

- ◆ **多様な人々が機器等の基本機能を利用可能**
- ◆ **高価な専用機器ではなく、標準仕様、オプション追加で安価に導入可能**
- ◆ **公開されたアクセシビリティ情報を参考に、多様な製品の中から自分の身体特性に合った機器を選択可能**

● 公共分野のアクセシビリティ推進

- ◆ **国、地方公共団体は調達時、日本工業規格を尊重しなければならない**
(工業標準化法第67条)

情報通信分野のアクセシビリティ規格の構成



基本規格 (ガイド71)

すべての製品・サービスにかかわる規格作成のためのガイドライン

JIS Z8071 (ISO/IEC Guide71) 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針

グループ規格 (セクターガイド)

情報通信機器等で共通のアクセシビリティ機能や指針を示す規格

JIS X8341-1 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第1部: 共通指針

製品・サービス等 個別規格

個々の製品・サービスごとの規格

JIS X8341-2 第2部: 情報処理装置

JIS X8341-3 第3部: ウェブコンテンツ

JIS X8341-4 第4部: 電気通信機器

JIS X8341-5 第5部: 事務機器

JIS原案作成体制

日本規格協会 情報技術標準化研究センター (INSTAC)
情報バリアフリー標準化委員会

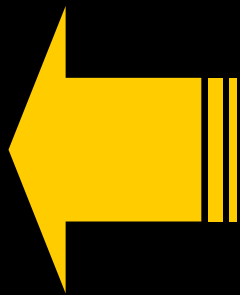
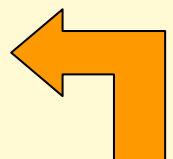
WG1 JIS X 8341-1
第1部: 共通指針

WG2 JIS X 8341-3
第3部: ウェブコンテンツ

情報通信機器のアクセシビリティに関する調査研究委員会
JIS X 8341-2 第2部: 情報処理装置

情報通信アクセス協議会
JIS X 8341-4 第4部: 電気通信機器

JBMIA 情報アクセシビリティ委員会
JIS X 8341-5 第5部: 事務機器



経済産業省
総務省

JISA : 情報サービス産業協会
JEITA : 電子情報技術産業協会
CIAJ : 情報通信ネットワーク産業協会
JBMIA: ビジネス機械・情報システム産業協会

JISX8341シリーズの適用範囲

規格	適用範囲
第1部 共通指針	あらゆる、情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスに共通する指針、 個々の規格が存在しない場合は共通指針を参照する
第2部 情報処理装置	PC(ハードウェア、ソフトウェア)、以下の機器にも適用することが可能 周辺機器：ディスプレイ、スキャナ、プリンタ 公共機器：ATM、KIOSK
第3部 ウェブコンテンツ	利用者がウェブブラウザを用いて利用する情報・サービスを指し、適用範囲に 以下を含む <ul style="list-style-type: none"> •インターネット •イントラネット •ウェブ技術を用いた電子文書・電子マニュアル •ウェブブラウザを用いて操作する機器
第4部 電気通信機器	固定電話機、携帯電話機、ファクシミリ、テレビ電話等の電気通信機器 複合した新概念の電気通信機器も従うことが望ましい 交換機等の設備や電気通信サービスは対象外
第5部 事務機器	事務機器：オフィス用の複写機、複合機及びページプリンタをいう。複合機とは、 JIS X 6910の定義による

現在の取組み状況

● 国際標準化に向けた取り組み

- ✦ 第1部：共通指針 ISO/TC159 SC4/WG6に提案
 - ISO9241-20として審議中
 - 2007年にIS化の見通し
- ✦ 第2部：情報処理装置 ISO/IEC JTC1/SC35に提案予定
- ✦ 第3部：ウェブコンテンツ W3C WCAG2.0との協調
- ✦ 第4部：電気通信機器 ITU-T SG16に提案
 - 2006年度中にF.790として勧告化の見通し
- ✦ 第5部：事務機器 ISO/IEC JTC1/SC28に提案予定

- ✦ 米国リ八法508条、技術基準改定諮問委員会に参加

● 普及・適合性評価に関する検討

- ✦ 適合性評価に関する統一的な考え方を検討

JIS X8341-1

高齢者・障害者配慮設計指針 情報通信機器, ソフトウェア及びサービス

第1部: 共通指針

1-1. 規格番号: JIS X 8341-1:2004

● 標題

『高齢者・障害者等配慮設計指針
- 情報通信における機器、ソフトウェア及び
サービス - 第1部: 共通指針』

✦ 制定: 2004年5月20日

✦ 原案作成: (財)日本規格協会

情報技術標準化研究センター (INSTAC)



● 適用範囲

✦ あらゆる、情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス
に共通する指針

✦ 個々の規格が存在しない場合は共通指針を参照する

1-2. JIS X 8341-1: 共通指針 規格の内容

- 情報アクセシビリティの一般的原則を提示。
- 情報通信分野全般における，製品等の開発・設計段階で共同的に配慮すべき事項。
- 製品等の基本機能は，必ずアクセシビリティを確保する。
- メンテナンスやサポートなど，製品等のライフサイクル全般にわたってアクセシビリティを確保する。

1) 一般的原則 (第3章)

- 基本方針
- 基本的要件 「しなければならない」
- 推奨要件 「することが望ましい」

2) 操作に関する共通要件 (第4章)

- 操作前の準備作業
- 操作の一貫性，代替手段，安全

3) 企画・開発・設計に関する要件 (第5章)

1-3. 規格の例

● 4.3.1 操作に関し配慮すべき要件

情報アクセシビリティ開発者は、アクセス可能な情報通信機器、ソフトウェアおよびサービスを企画・開発・設計するに当たり、利用者が意図したタスク(仕事・作業・課題など)が達成できるように次の作業要件を考慮しなければならない。

● 5.6 サポートに関する要件

情報アクセシビリティ及び互換機能の説明情報を、利用者に適切な手段で提供しなければならない。また、サポート窓口を用意し、利用者に適切な手段で知らせるとともに、その窓口には、利用者が複数の手段でアクセスでき、障害のある利用者と十分なコミュニケーションが取れるように配慮する。

1-4. 現在の取組み

● 国際標準化に向けた取組み

- ◆ 第1部：共通指針 ISO/TC159 SC4/WG6に提案
 - ISO9241-20として審議中
 - 2007年にIS化の見通し

● 国際標準との協調作業

- ◆ JIS X8341-1とISO9241-20
 - JISを原案としているが、IS化で構成が若干変更となった
 - 削除された項目はないが、記述が変更
- ◆ ISO/IEC JTC1 SWG-A
 - SWG-A(Special Working Group on Accessibility)に参加

JIS X8341-2

高齢者・障害者配慮設計指針 情報通信機器, ソフトウェア及びサービス

第2部: 情報処理装置

2-1. 規格番号 JIS X 8341-2:2004

● 標題

『高齢者・障害者等配慮設計指針

- 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第2部：情報処理装置』

◆ 制定：2004年5月20日

◆ 原案作成：電子情報技術産業協会 (JEITA)



● “情報処理装置”の

主な適用範囲はPC(ハードウェア、ソフトウェア)

◆ 以下の機器にも適用することが可能である

◆ 周辺機器：ディスプレイ、スキャナ、プリンタ

◆ 公共機器：ATM、KIOSK

2-2. 特徴

- ユーザの視点から必要な機能を入出力のインタフェースの機能別にまとめている。
(参考: 第6章 システムの入出力に関する要件)
- ✦ そのため、現状のPC(ハードウェア、ソフトウェア)だけでなく新概念に基づく情報処理装置の企画・開発・設計段階にも適用できる。
例えば 通信機器との複合製品や、情報家電など。
(参考: 第4章 基本原則 a)
- ✦ また製品単体だけでなく複数製品の組み合わせにも適用できる。
(参考: 第4章 基本原則 b)

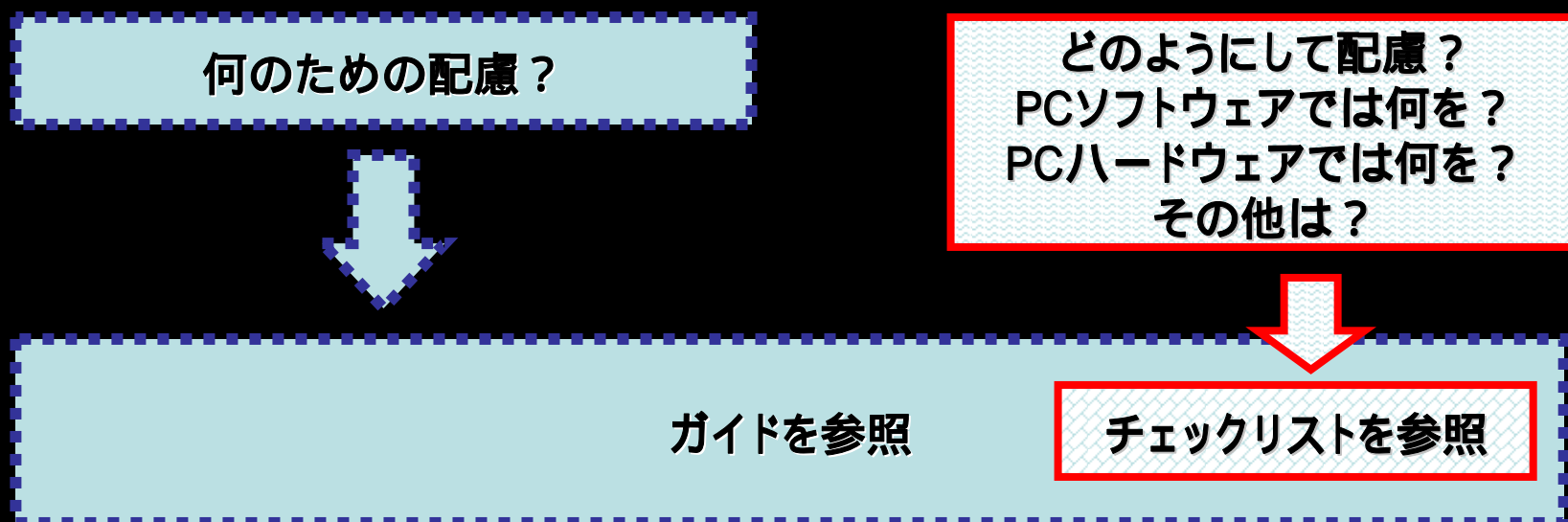
2-3. ガイドブック、チェックリストの活用

- 本規格では技術発展や対象機器種別拡大を鑑み、機器用途に応じた適用項目を示していない
 - 他の個別規格では附属書記述で示しており、適合性の判定が難しい
- 本規格では誘導的性格を鑑み、必須/推奨の優先度判断においてあえて実現性を考慮していない
 - 他の個別規格では実現性を考慮しており、混乱の恐れがある
- ➡ 2006年 JEITAにより機器の用途に対応した適用項目のガイドとチェックリスト作成(事例後述)

2-4. 規格への対応(1)規格での記述

6.4.7 順次入力機能

- 複数のキー・ボタンを同時に操作する代わりに、それぞれのキー・ボタンを順次に操作して入力できる機能を設定できるようにしなければならない。



2-5. JIS X8341-2 ガイドブック(JEITA)

【チェックリスト】

	ソフトウェア (OS/アプリケーション)	ハードウェア					
		PC	周辺装置			公共機器	
			ディスプレイ	スキャナ	プリンタ	ATM	KIOSK
順次入力機能を利用者が設定できる(アプリケーションはOSの設定に従うのでも良い)。	必須	—	—	—	—	—	—
オペレーティングシステムでは関与していない機器固有のキーやボタンにおいても、順次入力機能の利用を利用者が設定できる。	推奨	推奨	—	—	—	—	—

【理解を助けるために】

一つのキーに複数の機能を持たせるために、あるいは、あえて容易には操作できないように、二つ以上のキーの同時押しを求めるテクニックが使われることがあります。しかし、この二つ以上のキーを同時に押すという操作は、身体の機能に制限があると、著しく困難になる場合があります。座った状態では可能でも、ベッドなどに横になった状態では困難になるような場合もあります。

このような利用者のために、一つ一つのキーを順番に押しても、全てを同時に押したと見なす機能を提供することが求められます。

どのようにして配慮？
PCソフトウェアでは何を？
PCハードウェアでは何を？
その他は？

【チェックリスト】

【ガイドブック】

何のための配慮？

2-6. 規格への対応(2)チェックリスト活用

6.4.7 順次入力機能

- 複数のキー・ボタンを同時に操作する代わりに、それぞれのキー・ボタンを順次に操作して入力できる機能を設定できるようにしなければならない。

【チェックリスト】

順次入力機能を利用者が設定できる(アプリケーションはOSの設定に従うのでも良い)。



OS

Shift , Ctrl , Alt , Windows □ コーキーの
同時押し 固定キー機能

オペレーティングシステムでは関与していない機器固有のキーやボタンにおいても、順次入力機能の利用を利用者が設定できる。



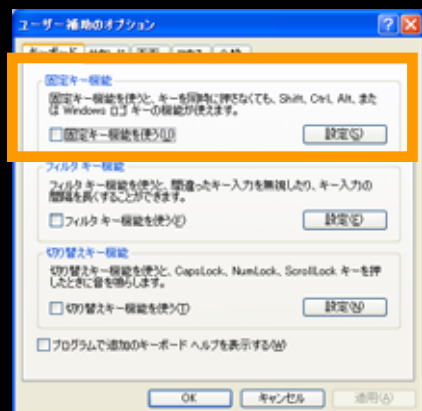
Note PC

他のキーと組み合わせで独自機能を実現する、OSの関与しない機器固有のキー (Fnキー)

2-7. 規格への対応(3)具体的な対応事例

6.4.7 順次入力機能

OS



Shift, Ctrl, Alt,
Windows 四角キー
の同時押し

固定キー機能

Note PC

他のキーと組み合わせて
独自機能を実現



他のキーと組み合わせて
独自機能を実現する、
OSの関与しない機器
固有のキー (Fnキー) の
同時押し

Fn固定キー機能

2-8. 今後の取組み

● 国際標準化に向けた取組み

- ✦ JIS X8341-2をベースに国際標準化案を作成
- ✦ ISO/IEC JTC1 SC35(ユーザーインタフェース)に提案予定

● 普及活動 など

- ✦ JIS X8341-2説明会の開催
- ✦ 適合性評価に適用できるタスク事例の抽出 など
 - 参考: JIS X8341-4
附属書5 表2.3 携帯電話機 ウェブ閲覧

JIS X8341-3

高齢者・障害者配慮設計指針 情報通信機器, ソフトウェア及びサービス

第3部: ウェブコンテンツ

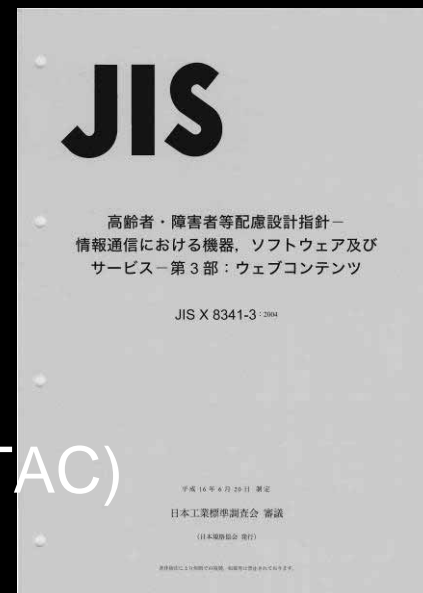
3-1. 規格番号 JIS X 8341-3:2004

● 標題

『高齢者・障害者等配慮設計指針
- 情報通信における機器、ソフトウェア及び
サービス - 第3部: ウェブコンテンツ』

✦ 制定: 2004年6月20日

✦ 原案作成: (財)日本規格協会
情報技術標準化研究センター (INSTAC)



● 適用範囲

"ウェブコンテンツ" とは、利用者がウェブブラウザを用いて利用する情報・サービスを指し、適用範囲に以下を含む

✦ インターネット

✦ イントラネット

✦ ウェブ技術を用いた電子文書・電子マニュアル

✦ ウェブブラウザを用いて操作する機器

3-2. 規格のメリット

● ウェブコンテンツ提供者

- ✦ より多くのユーザーに利用してもらえる
- ✦ より多くの閲覧環境で利用可能になる

● ウェブコンテンツ利用者

- ✦ 高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人も利用することができる
 - 画面が見えない/見えづらい、色が識別できない、音声
が聞こえない/聞こえづらい、マウスが操作しづらい/操
作できない、といった状態でも利用が可能
- ✦ 情報通信機器、表示装置の画面解像度及びサイズ、ウェブブラウザ及びバージョンが異なっても利用できる

3-3. 構成

序文

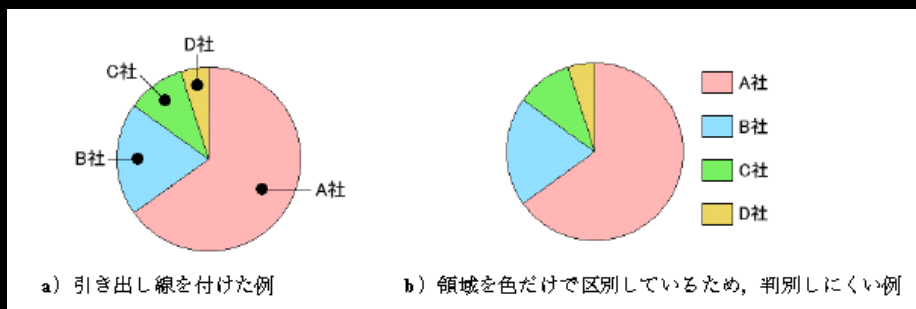
1. 適用範囲
 2. 引用規格
 3. 定義
 4. 一般的原則
 5. 開発及び制作に関する個別要件
 6. 情報アクセシビリティの確保・向上に関する
全般的要件
- 附属書1(参考) ウェブコンテンツに関する例示
附属書2(参考) 関連規格



第6章で、制作の前後にある、企画から運営までの各プロセスにおける要件を示しているのが、JIS X 8341-3 の大きな特長。

3-4. 具体例(1)

● グラフを使用するときには、引き出し線をつける



- ✦ 色の違いが分からなくても、グラフの情報を理解できる
- 背景色と文字色のコントラストを十分に確保する

文字色と背景色の明度コントラストが小さいほど、弱視の人、高齢者の場合は、特にその差を充分確保する必要があります。

文字色と背景色の明度コントラストが小さいほど、弱視の人、高齢者の場合は、特にその差を充分確保する必要があります。

- ✦ 全ての利用者にとって、文字が読みやすくなる

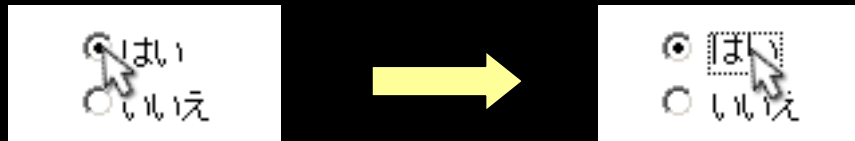
3-5. 具体例(2)

● 音声付動画にキャプション(字幕)を付ける



✦ 音声を聞くことができない利用者も、音声情報の内容を理解できる

● 入力フォームを操作しやすくする



✦ マウスを使用している利用者が、選択肢を選びやすくなる

✦ 技術解説書をINSTACのホームページで公開

3-6. 現在と今後のテーマ『国際協調』

- W3C/WAIが策定中の『WCAG 2.0』との協調
 - ✦ ワーキンググループへの相互参加
 - ✦ JIS X 8341-3にある、言語に関する独自の項目などをWCAG 2.0に盛り込むための提案
 - ✦ WCAG2.0ドラフトを翻訳し、公開

JIS X8341-4

高齢者・障害者配慮設計指針 情報通信機器, ソフトウェア及びサービス

第4部: 電気通信機器

4-1. 規格番号 JIS X 8341-4:2005

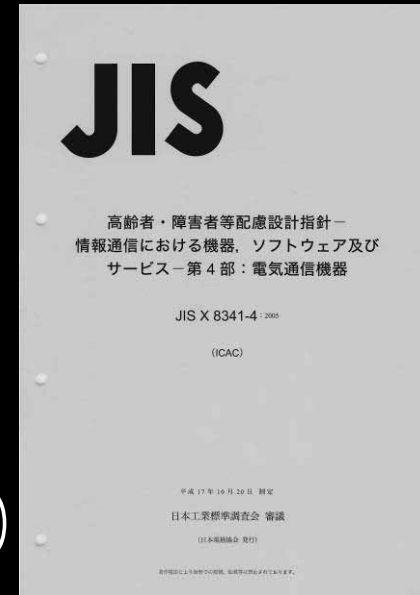
● 標題

『高齢者・障害者等配慮設計指針

- 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第4部：電気通信機器』

✦ 制定：2005年10月20日

✦ 原案作成：情報通信アクセス協議会 (CIAJ)



● 適用範囲 (対象製品)

固定電話機、携帯電話機、ファクシミリ、テレビ電話等の電気通信機器

複合した新概念の電気通信機器も従うことが望ましい
交換機等の設備や電気通信サービスは対象外

4-2. 規格のメリット

● 提供者

- ✦ 高齢社会の到来に伴う市場構造の変化に対応できる
加齢による障害を持つ高齢市場に対応した商品作り
- ✦ アクセシブルデザインによるユーザー層を拡大
高齢者・障害者を含むすべての人を対象とした商品開発が可能

● 利用者

- ✦ 製品に関するアクセシビリティ情報が公開されている
- ✦ 多様な一般製品の中から自分の身体特性に合わせた機器を選ぶことが出来る
- ✦ 対象ユーザーは基本機能を使用することが出来る

4-3. 規格の内容

5. 企画・開発・設計における要件

✦ 人間中心設計プロセス (ISO13407) の考え方を導入

開発プロセスの中で対象ユーザーに高齢者, 障害者を含める (一般ユーザーと同一に扱う)

対象ユーザーを特定し基本機能が使用できることを確認

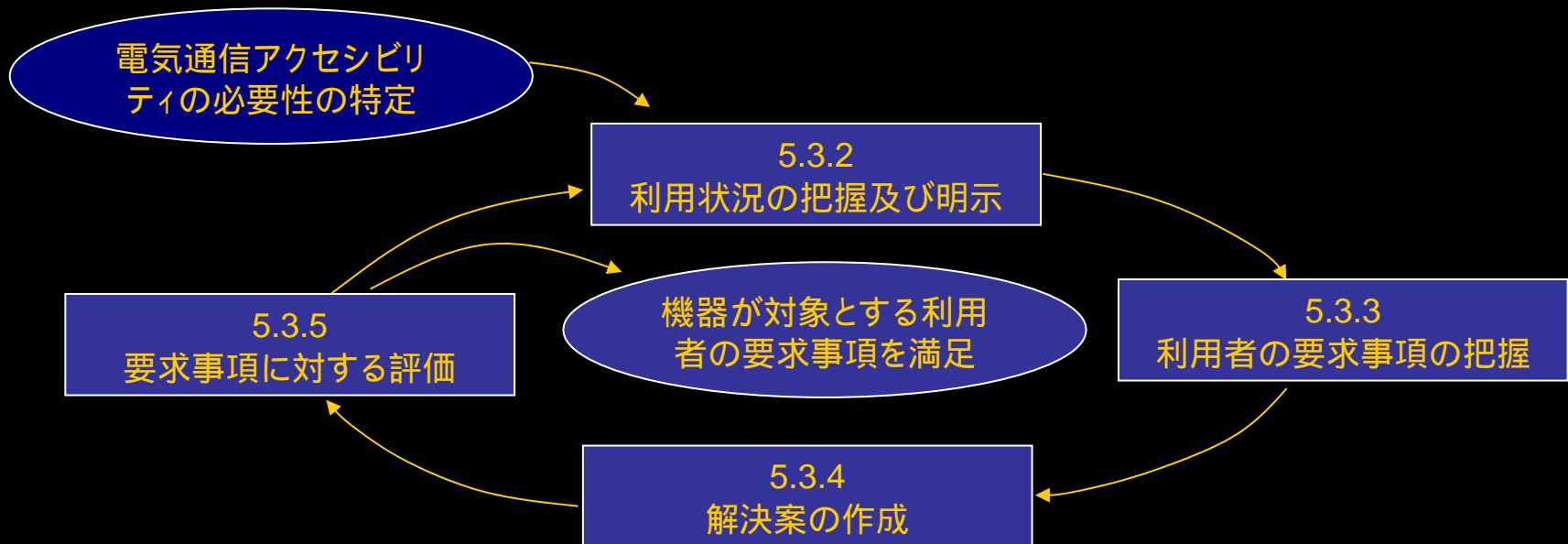


図1 開発プロセスに関する活動のサイクル

4-4. 規格の内容

● 7. 機器に関する共通要件

✦ 機器共通の配慮要件と機器別配慮要件の記載

固定電話機、携帯電話機、ファクシミリ、テレビ電話

● 付属書6. 高齢者・障害者の心身機能などの特性及び遭遇する問題点

✦ 高齢者及び障害者に関する参考情報の記載

視覚、聴覚、触覚、手の動き、筋力、下肢障害及び車いす、欠損及び義肢、体格、発声、認知、アレルギー、重複障害、先天的障害と中途障害の違い

4-5. 規格の内容

● 付属書5. 電気通信機器の基本機能の操作に関する心身機能別配慮ポイントの一覧表

- ✦ 操作手順に沿ったチェックリストの作成
配慮要件項目の抽出と基本機能利用可否の確認

付属書5表3.1ファクシミリ(送信)

基本機能	操作タスクフロー	操作ステップ	心身の機能など				
			感覚			身体	認知
			視覚	聴覚	触覚		
送信	1. 送信の準備をする	挿入口を識別する	配慮				配慮
		原稿ガイドを識別する	配慮				配慮
		原稿ガイドを用紙幅に合わせる	配慮			配慮	配慮
		原稿をセットする	配慮			配慮	
		原稿のセットを確認する			配慮		配慮
	2. 送信相手を指定する	テンキーを識別する	配慮				
		テンキーで番号を入力する			配慮	配慮	
		送信相手を確認する	配慮				
	3. 送信する	スタートボタンを識別する	配慮				配慮
		スタートボタンを押す			配慮	配慮	
		正しく送信できているかを確認する	配慮				配慮
	4. 送信を完了する	送信結果を確認する	配慮				配慮
		送信済み原稿を取る				配慮	

4-6. 規格への対応事例

● 身体特性に合った機器の選択

例) 3種類の子機が用意されている(漢字表示タイプ、特大受話音量タイプ、骨伝導タイプ)

● 聴覚特性に応じた調節機能

例) 相手の声の高さを変えずにゆっくり聞き易い話速に変換

例) 骨伝導受話器

例) ノイズキャンセル機能

● 操作し易い大きさ

例) 見易い液晶画面と文字、押し易い押しボタン

● 操作の容易性

例) ボタンの光や音声、液晶の文字で次の操作をガイダンス

4-7. 今後の取組み

● 国際標準化に向けた取組

- ・ ITU-T SG16に対し、電気通信アクセシビリティガイドラインの作成を提案(2004年11月)
 - 電気通信機器だけでなく、それらを用いて提供されるサービスに関する項目を付加した内容
- ・ 日本から提案されたガイドライン案をベースに具体的な検討を実施
- ・ 2006年11月のSG会合において勧告案合意。承認手続きを経て、本年度中にはF.790として勧告化される予定

JIS X8341-5

高齢者・障害者配慮設計指針 情報通信機器, ソフトウェア及びサービス

第5部: 事務機器

5-1. 規格番号 JIS X8341-5:2006

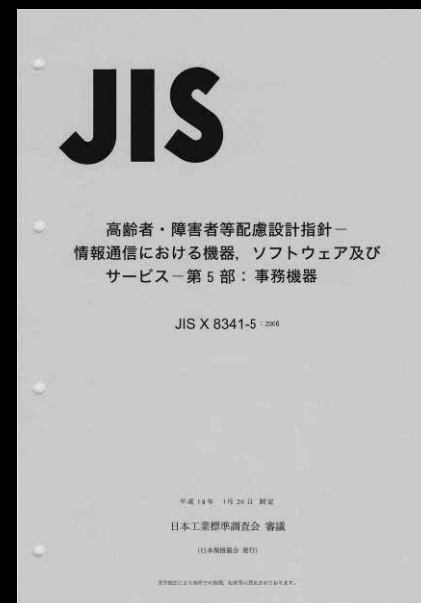
● 標題

『高齢者・障害者等配慮設計指針

- 情報通信における機器、ソフトウェア及び
サービス - 第5部：事務機器』

✦ 制定：2006年1月20日

✦ 原案作成：社団法人ビジネス機械・
情報システム産業協会 (JBMIA)



● 適用範囲

「事務機器：オフィス用の複写機，複合機及びページプリンタをいう。複合機とは，JIS X 6910の定義による。」

● 特徴

事務機器（オフィス用複写機，複合機等）を利用できるように，企画・開発・設計する時の配慮事項と事例を記した情報アクセシビリティ指針。個々の配慮，機能要件を規定し，さらに操作範囲のタスクも規定しており，機器の総合的なパフォーマンスをチェックできる。

5-2. 規格のメリット

● 利用者

- ✦ 高価な専用機器ではなく、標準仕様,オプション追加で導入が検討できる。
- ✦ 多くのオフィスワーカーが事務機器を用いて情報を利用できるようになり,業務の効率が向上する。

● 提供者

- ✦ JISは指針として,設計目標や仕様策定時に,情報アクセシビリティ配慮製品の研究開発(R&D)に役立つ。
- ✦ 専用機でなく,標準機に複数の感覚の情報(マルチモーダル)を組合せして使用するユーザーインターフェース(UI)や各種オプション等搭載で,利用者を拡大できる。

5-3. 規格の構成

本規格は、対象を複写機・プリンタなど単体製品から、複合機へ拡大している。複合機能の対象範囲を基本範囲と拡張範囲で規定している。

【例】 準備、ジョブ設定、作動、終了

機能	< 基本機能の操作範囲 > (必須)	< 拡張機能の操作範囲 >
複写機能	原稿セット、ADF、ジョブ設定、実行キー	濃度、用紙サイズ、拡大・縮小、ステープル、ソート及び両面
ファクシミリ機能	原稿セット、ADF、送信先選択、実行キー	用紙補給、短縮ダイヤル
プリント機能	用紙補給、ドライバ操作	電源投入、ステープル、ソート
スキャナ機能	原稿セット、ADF、選択、ドライバ操作、実行キー	電源投入、用紙補給、送信設定、電源切断

5-4. 規格の構成内容

序文

1. 適用範囲
2. 引用規格
3. 定義
4. 一般的原則
5. 操作に関する要件
6. 企画・開発・設計の基本的要件

附属書1(規定)基本機能及び操作範囲

附属書2(参考)拡張機能及び操作範囲

解説

5-5. 対応事例

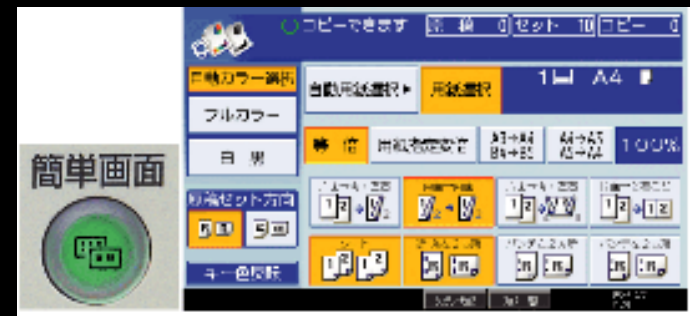
視覚

- ・全盲 (音声認識や音声ガイド とハードキーで操作)
- ・弱視 (表示の視認性向上)
- ・色覚障害 (判別しやすい色)



加齢

- ・初めてでも操作できる。
(簡単操作モード/キー等)
- ・大きな文字



5-6. JBMIAの活動と実績

対応製品の普及を牽引



車いす対応事例

チルト操作部



5-7. 今後の取組み

● 現在の取組み

- ✦ 国際統合活動：国際標準化機構 (ISO) と米国リハビリテーション法508条基準改正へ当基準を提案
- ✦ JISに準拠した事務機器の開発/普及を支援
- ✦ JIS対応自己宣言による製品情報公開ルール策定

● 今後の予定

- ✦ 利用者が最適な商品を選択できる情報提供及びバイヤーとサプライヤーのパイプ作り
- ✦ 定量的な指標化と評価手法の検討

参考情報

規格の詳細構成
入手法
本資料の取り扱いについて

参考1：第1部共通指針 規格の内容(詳細構成)

3. 一般的原則

- 3.1 基本方針
- 3.2 基本的要件
- 3.3 推奨要件

4. 操作に関する共通要件

- 4.1 アクセス可能な機能・仕様の適用範囲
- 4.2 同等の情報アクセシビリティ事項
- 4.3 操作に関する要件
- 4.4 用語に関する事項
- 4.5 高齢者・障害者支援技術との互換性及び組合せ
- 4.6 代替手段
- 4.7 操作環境に関する事項
- 4.8 情報セキュリティに関する事項
- 4.9 利用者が行う手入れ又は交換などメンテナンスに関する要件

5. 企画・開発・設計に関する共通要件

- 5.1 企画・開発・設計の基本的要件
- 5.2 企画・開発・設計仕様に関する要件
- 5.3 情報アクセシビリティに関する情報の公開
- 5.4 評価に関する事項
- 5.5 フィードバックに関する事項
- 5.6 サポートに関する要件
- 5.7 環境負荷に関する要件

参考2: 第2部情報処理装置 規格の内容(詳細構成)

4. 基本原則

- a. 企画・開発・設計段階からアクセシビリティを配慮
- b. 一機能で実現できなければ、複数機能の組み合わせで確保

5. 基本的要件

- 5.1 操作
- 5.2 用語・表記
- 5.3 独立性
- 5.4 接続性
- 5.5 身体の安全性
- 5.6 セキュリティに関する要件
- 5.7 個人情報に関する要件
- 5.8 コンテンツ保護手段に関する要件
- 5.9 環境に関する要件
- 5.10 支援者に関する要件

6. システムの入出力に関する要件

- 6.1 視覚情報(出力)
- 6.2 聴覚情報(出力)
- 6.3 動画・音情報(出力)
- 6.4 キー及びボタン(入力)
- 6.5 ポインティングデバイス(入力)
- 6.6 認知・知的能力と記憶(入出力)
- 6.7 言葉(入出力)
- 6.8 制限時間(入出力)
- 6.9 誤操作(入出力)
- 6.10 状態表示(入出力)
- 6.11 システムの設定(入出力)

7. サポートに関する要件

- 7.1 電子文書
- 7.2 教育
- 7.3 流通経路への支援
- 7.4 試用の機会の提供
- 7.5 サポート窓口の設置
- 7.6 アップグレード・バグ修正情報の通知

参考3：第3部ウェブコンテンツ 規格の内容(詳細構成)

4.1 基本方針

4.2 基本的要件

4.3 推奨要件

5. 開発・制作に関する個別要件

5.1 規格及び仕様への準拠

5.2 構造及び表示スタイル

5.3 操作及び入力

5.4 非テキスト情報

5.5 色及び形

5.6 文字

5.7 音

5.8 速度

5.9 言語

6. 情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件

6.1 企画・制作に関する要件

6.2 保守・運用に関する要件

6.3 検証に関する要件

6.4 フィードバックに関する要件

6.5 サポートに関する要件

附属書1(参考)ウェブコンテンツに関連する例示

附属書2(参考)関連規格

参考4：第4部電気通信機器 規格の内容(詳細構成)

- 4. 基本原則
 - 7.2 機器本体の形状及び構造
 - 7.3 外部接続部
 - 7.4 用語及び表記
 - 7.5 機器個別の要件
- 5. 企画・開発・設計における要件
 - 5.1 企画・開発・設計の基本的要件
 - 5.2 基本方針
 - 5.3 開発プロセスに関する活動
- 6. 操作・利用に関する共通要件
 - 6.1 操作
 - 6.2 設置・接続・設定
 - 6.3 安全性
 - 6.4 情報セキュリティ
 - 6.5 コンテンツ利用の権利
 - 6.6 代替手段
 - 6.7 インタフェース仕様の公開及び標準化
 - 6.8 機器個別の要件
- 7. 機器に関する共通要件
 - 7.1 入出力インタフェース
- 8. サポートに関する要件
 - 8.1 取扱説明書
 - 8.2 電気通信アクセシビリティ情報の公開
 - 8.3 教育
 - 8.4 サポート窓口の対応
- 付属書1(規定) 固定電話機の基本機能及び配慮要件
- 付属書2(規定) 携帯電話機の基本機能及び配慮要件
- 付属書3(規定) ファクシミリの基本機能及び配慮要件
- 付属書4(規定) テレビ電話機の基本機能及び配慮要件

参考5：第5部事務機器 規格の内容(詳細構成)

- 4. 一般的原則
 - 4.1 基本方針
 - 4.2 基本的要件
 - 4.3 推奨要件
- 5. 操作に関する要件
 - 5.1 アクセス可能な機能・仕様の適用範囲
 - 5.2 同等の情報アクセシビリティ機能要件
 - 5.3 操作に関し配慮すべき要件
 - 5.4 操作表示部に関する要件
 - 5.5 機械的な操作部に関する要件
 - 5.6 用語に関する要件
 - 5.7 代替手段
 - 5.8 操作環境に関する要件
 - 5.9 情報セキュリティに関する要件
 - 5.10 利用者が行う手入れ, 交換などのメンテナンスに関する要件
 - 5.11 アレルギーに関する配慮
- 6. 企画・開発・設計の基本的要件
 - 6.1 情報アクセシビリティに関する情報の公開
 - 6.2 評価に関する要件
 - 6.3 利用者からのフィードバックに関する要件
 - 6.4 サポートに関する要件

入手・閲覧方法

● 規格の入手方法

- ✦ 書店および日本規格協会にて購入
- ✦ 日本規格協会のWebサイトから購入
URL : <http://www.jisa.or.jp>



『JISハンドブック
38高齢者・障害者等』

第1部～第5部が掲載されています

● 規格の閲覧

- ✦ 日本規格協会のライブラリーにて閲覧
住所 : 〒107-8440 東京都港区赤坂4-1-24 日本規格協会ビル1階
電話 : 03-3583-8002
- ✦ 日本工業標準調査会 (JISC) のWebサイトで閲覧
URL : <http://www.jisc.go.jp>

● ガイドライン, チェックリスト

- ✦ 第2部情報処理装置に関するガイドブック、チェックリストはJEITAで販売中
- ✦ 第3部ウェブコンテンツに関する技術解説はINSTACのWebサイトで公開中
URL : <http://www.jisa.or.jp/stdz/instac/index.htm>

この資料の取り扱いについて

- 本資料は、(財)日本規格協会・情報技術標準化研究センターの情報アクセシビリティ国際標準化委員会 普及・適合性評価技術部会が、JIS X8341のシリーズを普及する目的で作成したものであり、その著作権は情報技術標準化研究センター (INSTAC) にあり、著作権法によりその権利は保護されています。
- なお、JIS X8341シリーズの解説・普及を目的にした発表などにおいては、内容を改変せず原著者名を明示すれば、誰でも自由に使用、複写することを許可します。また、部分的に使用したい場合には、ページ単位で引用し使用することを認めますが、画像などページの一部分を切り出して使用することはできません。

本資料に関するお問い合わせ先：

(財)日本規格協会 情報技術標準化研究センター 情報アクセシビリティ国際標準化委員会事務局

電話：03-3592-1408

電子メール：bf_open@jsa.or.jp